

平成 22 年 5 月 31 日 裁決

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第 1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、〇〇社会保険事務局〇〇社会保険事務室長（以下「事務室長」という。）が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同人に係る平成〇年〇月分の健康保険料及び厚生年金保険料に関する延滞金の納入告知をした処分の取消しを求めるとのことである。

第 2 審査請求の経過

- 1 請求人は、同人が納付すべき平成〇年〇月分の健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金（以下、一括して「本件保険料等」という。）を滞納した。
- 2 事務室長は、請求人が、督促による指定期限（平成〇年〇月〇日）までに本件保険料等を納付せず、同年〇月〇日に納付したので、同年〇月〇日付で、同人に対し、本件保険料等のうち健康保険料及び厚生年金保険料に係る延滞金〇万〇円の納入告知をした（以下、この納入告知をした処分を「原処分」といい、前記延滞金を「本件延滞金」という。）。
- 3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした。
不服の理由は、審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」欄に記載の主な部分をそのまま摘記すれば、次のとおりである。

「略」

第3 問題点

- 1 健康保険法（以下「健保法」という。）第180条第1項又は厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第86条第1項の規定によって、保険者が滞納者に保険料を督促したときは、保険者は、徴収金額につき、年14.6%の割合で、納期限の翌日から徴収金完納の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収するとされているが、① 保険料額が千円未満であるとき、② 納期を繰り上げて徴収するとき、③ 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によって督促をしたときのいずれかに該当する場合、又は、④ 滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでないとしている（健保法第181条第1項及び厚年法第87条第1項参照）。
- 2 本件において、請求人が本件保険料等を滞納し、督促による指定期限（平成○年○月○日）までに本件保険料等を納付せず、平成○年○月○日に納付したことは本件資料から明らかであり、また、これらの点についての当事者間の争いはないものと認められるところ、請求人は「毎月の納付指定期限日には納付しており意図的に納付を滞らせたのでは無い」ので、原処分を取り消すことを求めるとしているのであるから、本件の問題点は、本件延滞金について、前記1の①ないし④の延滞金を徴収しないとされている場合のいずれかに該当すると認められる事由があるといえるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 本件延滞金について、前記第3の1の①ないし③の場合に該当すると認められる事由の存しないことは明らかであるから、④の「滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合」に該当する事由があるかどうかを検討する。

健保法第183条及び厚年法第89条の規定によれば、保険料は健保法又は厚年法に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収するとされており、国税通則法第63条第6項及び国税通則法施行令第26条の2の規定によれば、(1) 有価証券の取立て及び国税の納付の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があったことにつき当該有価証券の取立てを委託した者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）、(2) 納税貯蓄組合法の規定による国税の納付の委託を受けた指定金融機関（国税の収納をすることができるものを除く。）がその委託を受けた日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があったことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）、(3) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、国税を納付することができない事由が生じた場合、(4) 国税徴収法に規定する交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る国税に充てた場合、(5) 火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は国税を納付することができない場合（その災害又は事故が生じたことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、国税に係る延滞税を免除することができる」とされているので、「滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合」に該当するかどうかについても、これに準じて考えるのが相当と解されるところ、本件で請求人が専ら主張しているのは、請求人が督促による指定期限日までに本件保険料等を納付できなかったのは、請求書の取り違いによるもので、意図的に納付を滞らせたものではないということであるが、そうした事情は前記(1)ないし(5)のいずれにも該当しないことは明らかであり、「滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合」には該当しないと

いうべきである。

2 以上のおりであって、原処分を取り消すのを相当とする事由を認めることはできないというほかはないから、本件審査請求は理由がない。以上の理由によって、主文のおり裁決する。